

社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、役員に対しては職務執行の対価として報酬等を支給し、評議員に対しては報酬等を支給しないものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬については、月額30万円以内とする。
- (2) 退職金については、任期の満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、公益財団法人札幌市中小企業共済センターの事業主年金等共済制度の定めるところによる額とする。
- (3) 通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、法人正職員給与規程第23条の規定に準ずる額とする。

2 非常勤役員に対する報酬等の額は、その役員等の職務に応じた法人・施設運営等の業務を行った場合は、次の各号の区分に応じて支給する。なお、理事会又は評議員会への出席に対しては報酬等を支給しないものとする。

- (1) 業務執行時間が4時間を超える場合…日額6,000円とする。
- (2) 業務執行時間が4時間以内の場合……日額3,000円とする。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用の弁償の支給)

第6条 役員等が理事会又は評議員会などその職務の執行にあたっての費用を要する場合は、次のとおり費用を弁償する。ただし、法人職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 札幌市内に住所を有する非常勤役員等…1日につき1,000円
- (2) 札幌市外に住所を有する非常勤役員等…1日につき2,000円
- 2 交通費の実費が前項各号の費用弁償額を超える場合は、法人の旅費規程に基づきその実費相当額を支払うことができる。
- 3 役員等が出張する場合は、法人旅費規程に基づいて旅費を支給する。ただし、別表の職員区分の「施設長」を「役員等」に読み替えるものとする。

(報酬等の支給日)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、法人正職員給与規程の第4条に準じて支払うものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬等の支給時期は、必要に応じて支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、現金により本人(死亡により退任した者の退職金にあつては、その遺族、以下同様)に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じるときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月23日から施行する。